

平成26年3月定例会 質疑

(2014年2月21日)

真木 大輔

◇議案第2号 戸田市行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例

- (1) 使用料において、総額表示と税抜き表示とを使い分けている理由は何か。
- (2) 地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、消費税法の特例により、消費税の納税額は発生しない仕組みにある中で、このたび、消費税の引き上げとほぼ同率の使用料改正を行う根拠または趣旨は、どのようなものか。
- (3) 本条例が適用される事業全般について、使用料改正による歳入増加分と消費税率引き上げによる歳出増加分との差し引きの概算額は、いかほどか。

田中庸介 財務部長

議案第2号戸田市行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

議案書の2ページから10ページまででございます。

初めに、改正理由について申し上げます。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が平成26年4月1日に施行されます。今回の法の施行により、消費税率が5%から8%へ引き上げられることに伴い、条例で定める使用料等について改正するものでございます。今回の条例改正は、消費税率の引き上げを起因とするものであることから、戸田市行政財産の使用料に関する条例を含め、19の条例について一括して改正を行うものでございます。

【以下の条文説明は割愛】

真木大輔

それでは、議案第2号に関しまして、質疑をさせていただきます。

一部、昨日の花井議員の総括質問と重複するところもございますが、確認のため全て通告どおり質疑させていただきます。

まず、(1)使用料において総額表示と税抜き表示とを使い分けている理由は何か。

次に、(2)地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、消費税法の特例により、例えば徴収する消費税額に対して出ていく消費税が少ないとしても全額控除とみなすことができ、結果的に消費税の納税額は発生しない仕組みにある中で、このたび消費税の引き上げとほぼ同率の使用料改正を行う根拠または趣旨はどのようなものでしょうか。

最後に、(3)本条例が適用される事業全般について、使用料改正による歳入増加分と消費税率引き上げによる歳出増加分との差し引きの概算額はいかほどでしょうか。よろしく願いいたします。

田中庸介 財務部長

(1)の使用料において、総額表示と税抜き表示とを使い分けている理由についてからお答えいたします。平成16年4月から消費税の総額表示が義務づけられており、条例に基づき徴収する使用料等についても総額表示の対象となっております。総額表示であれば、消費税相当額を含む支払い総額が一目瞭然であり、望ましいと考えており、原則として総額表示での表記としております。ただし、土地建物の貸し付けなど面積に応じた使用料の算定が必要なものなどに関しては、単価に面積を掛けた税抜き総額に消費税率を掛け合わせる算定方法がなじむため、税抜き表示での表記としていただいております。

次に、(2)の消費税法の特例により、消費税の納税額は発生しない中で使用料改正を行う根拠または趣旨についてお答えいたします。これにつきましては、昨日、総括質問で市長が御答弁申し上げたとおりでございますが、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの国の方針が示されていること、光熱水費や委託料などの各種支出に消費税率引き上げ分の市の負担が増加すること、消費税率引き上げの趣旨が幅広く国民に社会保障の安定財源の確保のための負担を求めることにより、社会保障の充実、安定化と財政健全化の同時達成を目指すものであることなどに鑑み、市としても税負担の適正な転嫁をすることが適切と考え、使用料等の改定を行うものでございます。

次に、(3)の消費税率引き上げによる歳入歳出増加分の差し引き概算額についてお答えいたします。本条例適用範囲の歳入増加分は約620万円の見込みでございます。歳出増加分については、本条例適用範囲のみを抽出するのは困難な状況であるため、一例として、福祉センターの歳入歳出見込みを申し上げますと、福祉センターの場合、歳入増加分が約14万円に対して、歳出増加分が約290万円となっております。また、市全体の平成26年度の一般会計予算の使用料等の歳入増加分が約740万円に対して、歳出増加分は約4億円に上り、消費税率の引き上げによって市の財政負担が増加することを想定しているところでございます。

以上でございます。

真木大輔

ありがとうございます。先ほど御答弁にありましたように、今回この本条例の適用範囲に限らず、この手数料改正につきましては、消費税にかかわる市全体の歳入歳出、考える必要があるのかなと思いますので、そこにつきまして再質問させていただきます。

先ほど市全体の歳入増加分は740万円に対して、歳出増加分は4億円とございましたが、それ以外にも歳入の増加というものは考えられると思ひまして、まず1つ目に、地方消費税交付金の増加、そしてもう一つとして、国が消費税を社会保障財源化することによる地方自治体への補助金等の増加が考えられると思ひますが、それぞれの増加額についてお伺いいたします。

田中庸介 財務部長

地方消費税交付金につきましては、2億5,000万円の増加を見込んでいます。社会保障と税の一体改革のもと、消費税率の引き上げの財源をもとに年金、医療、介護、少子化対策事業の充実等が国において予定されております。年金に関しては、国が直接充実を図り、医療、介護、少子化対策事業は、事業によって実施する地方自治体に対する国の補助の充実も図られると思ひますが、具体的な補助の増加額を把握することは現時点では困難であるため、当初予算では算定はしていない状況でございます。

以上でございます。

真木大輔

ありがとうございます。

では、最後に、今後、消費税率が10%、またさらにはそれ以上に引き上げられることも考えられるんですが、その場合に市としてはどのように対応されていくのでしょうか。お伺いいたします。

田中庸介 財務部長

今回と同様にその時点において、実施時期を含めて国から指針等、考え方が示されると思ひます。まずはその内容を確認した上で、市としても適正に対応することになると、そういうふうを考えてございます。

以上でございます。

(※本条例案に対する他議員による質疑はなし)

◇議案第 13 号 平成 25 年度戸田市一般会計補正予算(第5号)
歳入 款 21 市債、項 1 市債、目 3 土木債、節 1 道路橋りょう債、事業
1 歩行者自転車道路整備事業について
(1) 繰り越しとなった整備箇所、及び繰り越しに至った経緯につ
いて。
(2) 該当箇所の整備予定、及び来年度の同整備事業への影響につ
いて。

田中庸介 財務部長

議案第 13 号平成 25 年度戸田市一般会計補正予算(第 5 号)について御説明を申し上げます。(中略)

款 21 市債、項 1、目 1 総務債から、17 ページに参りまして、(中略)目 3 土木債、節 1 道路橋りょう債の 1 歩行者自転車道路整備事業につきましては、事業の一部を繰り越すことにより、平成 25 年度実施分の事業費が減額となること等に伴い、起債を取りやめるものがございます。

真木大輔

それでは、補正予算書 17 ページ、款 21 市債、項 1 市債、目 3 土木債、節 1 道路橋りょう債、事業 1 歩行者自転車道路整備事業について質疑させていただきます。

今回、7,660 万円の市債が丸々減額されたということですが、その理由として、この整備事業の一部が繰り越されるということです。そこで(1)繰り越しとなった整備箇所及び繰り越しに至った経緯についてお伺いいたします。

次に、(2)該当箇所の整備予定及び来年度の同整備事業への影響はありますでしょうか。よろしくお願いたします。

川端富士夫 都市整備部長

(1)の繰り越し箇所と経緯についてお答えいたします。繰り越しとなった箇所は、笹目川にかかります谷口橋から笹目中学校までの間、約 600 メートルでございます。繰り越しに至りました経過でございますが、昨年 12 月初旬に工事発注を行うために一般競争入札を実施いたしましたが、応札者がおりませんでした。幾つかの市内業者に参考意見を求めたところ、各社が抱えている受注件数が多く、技術者を配置できない状況とのこととございました。また、さいたま県土整備事務所にも工事発注の件について状況を確認しましたところ、本市と同様な状況で入札不調になっている案件があると聞いております。

続きまして、(2)当該箇所の整備予定と来年度事業への影響についてお答えいたします。公共工事につきましては、本市に限らず、3 月末工期が非常に多いということから、4 月

以降であれば技術者を配置できる状況になると思われます。したがいまして、補正予算成立後の早々に、今、入札手続を行うことを予定しております。また、来年度予定している事業につきましては、これは予算の承認をいただいた上ではございますが、繰り越し対象事業を早期に発注する予定としておりますことから影響はないと考えてございます。

以上でございます。

(※本条例案に対する他議員による質疑はなし)

◇議案第 25 号 平成 26 年度戸田市一般会計予算

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、事業9政策研究所運営事業、節 13 委託料、スマートフォン用アプリケーション開発業務及び保守業務について

- (1) 導入の目的と経緯について。
- (2) 予算の詳細及び今後経常的にかかる保守費用について。
- (3) 予定しているコンテンツとその内容について。
- (4) 対応OSとセキュリティー対策について。

田中庸介 財務部長

議案第 25 号平成 26 年度戸田市一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。

50 ページ、項 1、目 1 一般管理費、9 の政策研究所運営事業は外部機関との共同研究のほかスマートフォンを活用し地域課題の解決につなげていくためのスマートフォン用のアプリ開発等に伴う経費を含むものでございます。

真木大輔

それでは、一般会計予算書 51 ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、事業 9 政策研究所運営事業、節 13 委託料、スマートフォン用アプリケーション開発業務及び保守業務についてお伺いたします。

まず、(1)導入の目的と経緯についてお伺いたします。

次に、(2)予算の詳細及び今後、経常的にかかる保守費用についてお伺いたします。

(3)予定しているコンテンツとその内容について詳しくお聞かせください。

最後に、(4)対応するOSとセキュリティー対策についてお伺いたします。

梶山浩 政策秘書室長

スマートフォン用アプリケーションの開発と保守業務についての御質問に順次、お答えをいたします。

まず、(1)の導入の目的と経緯についてお答えをいたします。ライフスタイルの変化や情報機器の発展などにより、市民の皆様の要望や価値観は多様化し、市への期待はますます高まっております。一方、これら多様化する市民ニーズなどに対応するためには、限られた財源を市が効率的、効果的に運用するだけでなく、市民の皆様一人一人が積極的にまちづくりに参画することによって、地域の力で課題を解決していくことが強く求められる時代となりました。このような時代変化や経緯から、今年度、政策研究所ではスマートフォン等を活用した新たな市民参加に向けてを研究テーマといたしまして、現在普及が進んでおりますスマートフォン用アプリケーションを活用した、具体的な市民参加の可能性を明らかにするための研究を進めております。この研究では、アプリケーションの開発は特に

市民の皆様の声を迅速かつ的確に収集し、市政に反映していくための広聴機能の充実を主な目的としております。また、スマートフォンは比較的若い方に普及している現状を踏まえ、特に若い世代の多い戸田市にとっては、若い世代の方にもっと市政に興味や関心を持っていただき、積極的にまちづくりに参画していただくための1つのツールとしての役割も大いに期待をしているところでございます。

次に、(2)の予算の詳細及び今後、経常的にかかる保守費用についてお答えをいたします。予算総額945万円のうち、アプリケーション開発業務委託料といたしましては814万4,000円、10月以降半年間の保守業務委託料といたしまして97万6,000円、アプリケーションを周知するためのパンフレット印刷製本費といたしまして26万7,000円を計上しております。その他、市民会議に伴う諸費用といたしましては5万8,000円でございます。また、平成27年度以降、経常的に係る保守費用といたしましては、年間約100万円強の支出を予定しております。

次に、(3)の予定しているコンテンツとその内容についてお答えをいたします。コンテンツといたしましては、GPS機能や写真機能を生かした不審者情報や道路の破損情報など、市民の声を収集する広聴機能、子育てにかかわる情報や災害時の緊急情報など、行政の情報を発信する広報機能などを予定しております。なお、コンテンツの内容につきましては、新年度に入りましてから早期に市民の皆様との会議を設置し、意見を取り入れていくことで最終的に決定をさせていただく予定でございます。

最後に、(4)の対応OSとセキュリティー対策についてお答えをいたします。対応OSといたしましては、iOS(アイオーエス)とアンドロイドに対応するものでございます。また、セキュリティー対策といたしましては、サーバー監視体制及び保守受け付け時間を24時間365日設定するとともに運用保守要件を定めまして、その内容に沿って対応を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

真木大輔

ありがとうございます。先ほど御答弁の中に今後、市民会議のようなものを設置するというお話でしたが、その点について詳しくお聞かせください。

梶山浩 政策秘書室長

市民会議の設置についてお答えをいたします。市民の皆様との会議を開催するに当たりましては、広報紙やホームページ、フェイスブックなどで参加を呼びかけてまいり予定でございます。会議では、コンテンツの意見交換だけではなくて、ある程度開発が進んだ段階におきまして、実証実験を行いまして、市民の皆様のお意見が反映した使い勝手のよいアプリケーションを目指し、本格的な運用を進めてまいりたいと考えております。

真木大輔

ありがとうございます。また、先ほど御答弁の中で、広聴機能として市民の方から、例えば、いろんな修繕箇所とかの意見を集めるということなんですが、そうなりますと今後、道路課であったり、公園河川課との連携も必要になってくると思います。また、広報機能として市から情報を提供する場合に、例えば、ピースガードメールの防犯くらし交通課などとの他部署との連携も必要になってくると思いますが、その点について、今後の方針などについてお聞かせください。

あと、済みません、もう一つ。業者の目星などについてございますでしょうか。その点について、よろしく願いいたします。

梶山浩 政策秘書室長

まず他部署との連携についてでございますが、広聴機能の中では市民の皆様からのさまざまな情報が寄せられることが想定をされております。そこで、寄せられた情報につきましては、現在のところでございますが、対応する担当課へすぐに伝達する体制を整備してまいります。

また、ピースガードメールなどの既存のシステムとの連携につきましては、コンテンツの内容を踏まえ、今後、十分な検討をしてまいります。

あと1点、業者との関係ということでよろしいでしょうか。

(「どんな業者を選ぶのか」という人あり)

大変失礼いたしました。目星というか、これは基本的には随意契約ではなくて、さまざまな業者さんから御提案をいただいた中で決定をしていただくということで考えておりますので、現在のところ、どこの業者ですということは申し上げられません。

以上でございます。

(※この後、本条例案に対する他議員による質疑が1件)